

情報保護評価ガイドライン（案）

（行政機関・独立行政法人等・マイナンバー生成機関・
情報連携基盤を使用する事業者向け）

目次

第1 情報保護評価とは	4
1 情報保護評価導入の趣旨	4
2 情報保護評価とは	4
(1) 情報保護評価	4
(2) PIA	5
(3) 本ガイドライン	5
3 情報保護評価の目的	6
第2 情報保護評価の評価軸	8
1 情報保護評価の評価対象・保護対象	8
(1) プライバシー保護	8
(2) その他権利利益に対する保護	8
2 (参考) 個人情報保護法令遵守とプライバシー保護との差異	9
第3 情報保護評価の義務付け対象者	11
1 情報保護評価の義務付け対象者	11
2 対象者別ガイドライン	12
第4 情報保護評価の対象	13
1 総論	13
2 対象となるファイル（論点）	13
(1) システム用ファイル	13
(2) 手作業用ファイル（論点）	13
(3) 制度・施策（論点）	14
3 例外となるファイル（論点）	16
4 対象となる変更（論点）	17
5 情報保護評価の任意実施	18
6 報告書の単位	18
第5 情報保護評価の実施の仕組み	19
1 実施時期	19
(1) 総論	19
(2) システム用ファイルに係る実施時期	19
(3) 手作業用ファイルに係る実施時期	20
2 情報保護評価の実施の仕組み	20
(1) 総論	20
(2) ①しきい値評価	21
(3) ②重点項目評価	23

(4) ③全項目評価	25
(5) 事実報告書、重点項目評価報告書及び全項目評価報告書の公表	27
(6) 「番号」に係る個人情報ファイル保有時点における情報保護評価報告書の確認（論点）	28
3 情報保護評価に係る違反に対する措置	29
(1) 情報保護評価の未完了に対する措置	29
(2) 情報保護評価報告書の虚偽記載等に対する措置	30
第6 関連制度との関係性	31
1 関連制度	31
2 ①行政機関個人情報保護法に基づく個人情報ファイル簿等	31
3 ②プライバシーマーク	32
4 ③政府統一基準群、④ISMS 適合性評価制度及び⑤IT セキュリティ評価及び認証制度（JISEC）	33

※ 本ガイドラインは、情報保護評価の義務付け対象者向けのガイドラインである。

※ ただし、情報保護評価の義務付け対象者のうち地方公共団体及び地方独立行政法人については、別途定める地方公共団体及び地方独立行政法人向けガイドラインを参照されたい。

主な論点

- 本資料第4 情報保護評価の対象
 - 2 (2) 手作業用ファイル（論点）
 - 2 (3) 制度・施策（論点）
 - 3 例外となるファイル（論点）
 - 4 対象となる変更（論点）
- 本資料第5 情報保護評価の実施の仕組み
 - 2 (6) 「番号」に係る個人情報ファイル保有時点における情報保護評価報告書の確認（論点）
- 資料2 情報保護評価（しきい値評価）事実報告書記載事項（案）
- 資料3 情報保護評価（重点項目評価）報告書記載事項（案）
- 資料4 情報保護評価（全項目評価）報告書記載事項（案）

第1 情報保護評価とは

1 情報保護評価導入の趣旨

- 番号制度は、①より公平・公正な社会、②社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会、③行政に過誤や無駄のない社会、④国民にとって利便性の高い社会、⑤国民の権利を守り、国民が自己に関する情報をコントロールできる社会の実現を目指し、導入されるものである。
- しかしその一方で、番号制度導入により、国家により個人の様々な個人情報が一元管理されるのではないかといった懸念や、「番号」に係る個人情報不正に追跡・突合されるのではないかといった懸念、財産その他の被害が発生するのではないかといった懸念が生じることが考えられる。
- そこで、これらの懸念を踏まえ、国民の「番号」に係る個人情報が適切に取り扱われる安心・信頼できる番号制度の構築のために、「番号」に係る個人情報ファイルが取り扱われる前に、個人のプライバシー等¹に与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置を予め講じるために、情報保護評価を実施するものとする。

2 情報保護評価とは

(1) 情報保護評価

- 情報保護評価とは、「番号」に係る個人情報ファイルが適切に取り扱われるか確認するために行う評価であり、プライバシー等に配慮した「番号」に係る個人情報ファイルの取扱いを確立するための仕組みである。
- 情報保護評価を通じて、情報保有機関は、「番号」に係る個人情報ファイルを保有する前に、「番号」に係る個人情報ファイルの保有が個人のプライバシー等に対して与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減・緩和するための合理的措置を策定するものである。そしてかかる措置を講ずること、さらにかかる措置を講ずることにより「番号」に係る個人情報ファイルの保有が個人のプライバシー等に対し特段の影響を及ぼさないと

¹ 情報保護評価は、プライバシーに与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置を予め講じるために実施されるものであるが、後記第2の1の通り、番号制度導入により、①国家管理、②「番号」に係る個人情報の不正追跡・突合、③財産その他の被害の懸念が考えられることに鑑み、「番号」に係る個人情報ファイルの取扱いにより個人の財産上の利益その他法的に保護される権利利益を害する恐れが考えられる場合においては、かかる点も評価の対象となるため、「プライバシー等」と記載しているものである（以下同じ）。

認められることを、情報保護評価報告書（後記「事実報告書」、「重点項目評価報告書」及び「全項目評価報告書」を総称して「情報保護評価報告書」という。以下同じ。）において宣言しなければならない。

- 情報保有機関が「番号」に係る個人情報ファイルを実際に保有するに当たっては、情報保護評価報告書において記載した措置を講じなければならないが、かかる措置は、個別の「番号」に係る個人情報ファイルの保有が有するリスクを踏まえた、具体的な検討・評価を経たものである。情報保護評価を実施することにより、かかるリスク及び措置の検討・評価を体系的に行うことができ、もってプライバシー等に配慮した「番号」に係る個人情報ファイルの取扱いの確立を企図するものである。

（２）Privacy Impact Assessment

- 情報保護評価は諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment、以下「PIA」という。）に相当するものである。
- 一般的に、PIAとは、ITシステムの導入等がプライバシーに対して及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをいう。PIAの実施時期としては、プライバシーに対する影響に大幅な手戻りなく対応できるようにするため、システム設計の変更が可能であるシステム開発前が適当と考えられている。PIAの具体的な実施方法としては、個人情報の収集目的や収集方法、利用方法、管理方法などを検討し、そのシステムがプライバシーに配慮した設計となっているか確認するなどの方法がとられている。

（３）本ガイドライン

- 本ガイドラインは、諸外国におけるPIAや我が国における環境影響評価制度、政策評価等を踏まえ、「番号」に係る個人情報ファイルの適切な取扱い及び個人のプライバシー等の尊重のための情報保護評価制度の概要及びその実施枠組みを定めるものである。
- 第三者機関は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに、本ガイドライン及び情報保護評価報告書記載事項について再検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するものとする。

3 情報保護評価の目的

以下の3点を目的として、情報保護評価を実施するものとする。

① 事後的な対応にとどまらない、積極的な事前対応を行うこと

- 一度流出した情報はその回収が困難であるなど、プライバシー侵害はその回復が容易でない側面も多い。そのためプライバシー保護のためには事後的な対応のみでは足りず、事前の評価・確認を行うことが重要である。
- そこで、事後的な対応にとどまらず、プライバシーに対する影響やリスクについて事前に分析を行い、かかる影響やリスクを軽減するための合理的措置を事前に講じることとする。また事前評価を行うことで、事後の大規模な仕様変更を防ぎ、不必要な財政支出を防ぐことも可能であると考えられる。

② 情報保有機関が国民のプライバシー等の権利利益保護にどのように取り組んでいるかについて、情報保有機関自身が宣言し、国民の信頼を獲得すること

- 情報保有機関における「番号」に係る個人情報ファイルの取扱いやそのシステムに対する透明性を増し、情報保有機関がどのような情報を収集するのか、なぜ情報を収集するのか、どのように情報を利用するのか、どのように情報を安全に管理するのかについて、国民に対しわかりやすい説明を行うこととする。
- 番号制度では原則として、本人同意を前提としない仕組みが想定されている。そのため、各情報保有機関において「番号」に係る個人情報ファイルが具体的にどのように収集、利用、保管、廃棄されるのか等を国民に対し明確に示すことが、重要である。情報保有機関が国民のプライバシー等保護にどのように取り組んでいるかについて、情報保有機関自身が情報保護評価を通じて宣言・説明することは、国民に信頼していただける番号制度システムの構築に資するものと考えられる。

③ 第三者機関が確認を行うことで、①②についての厳格な実施を担保すること

- 国民のプライバシー等保護のためには、各情報保有機関が保有する「番号」に係る個人情報ファイルを当該機関が責任を持って取り扱うことが必要であるが、各機関内のみに閉じた評価・確認を行うにとどまらず、各機関から独立性を保った、専門性を有する第三者機関がさらに確認を行うことで、情報保護評価の厳格な実施を担保し、情報保護評価制度をより実効的なものとする。

第2 情報保護評価の評価軸

1 情報保護評価の評価対象・保護対象

(1) プライバシー保護

- 情報保護評価の評価対象を、「個人情報」保護にとどまらない、国民の「プライバシー」保護とすることとする。

- 情報保有機関は個人情報保護法令を遵守するだけでなく、法的に保護される個人のプライバシーを侵害してはならない義務を負っている。

さらに比例原則等の観点から、行政機関が行政作用を行う際にはより制限の程度が少ない手段を選択しなければならないものと考えられるため、行政機関は行政作用を行う際に、原則としてよりプライバシー侵害性の低い措置を採るべきものと考えられる。

- 個人情報保護法令はプライバシーを中核とする私人の個人情報を保護するためのものであるが、それによりプライバシーに係る問題のすべてが解決されるわけではないと解される。

そこで情報保護評価では、個人情報保護法令の遵守にとどまらずプライバシー保護についても評価を行うものとする。そのため、情報保護評価報告書では、個人情報保護法令に基づく事項だけではなく、それを敷衍するプライバシー保護の観点に基づく事項も記載事項とするものである。

- なお、諸外国におけるPIAも、単なる法令遵守確認にとどまらず、プライバシーに対する影響を分析・評価するものとして理解されている。

- 情報保護評価は、個人情報保護及びプライバシー保護について情報保有機関が負っている義務・責務を達成するための、体系的評価制度となるものと考えられる。

(2) その他権利利益に対する保護

- なお上記の通り、情報保護評価の評価対象を、国民のプライバシー保護とするが、番号制度導入により、①国家管理、②「番号」に係る個人情報の不正追跡・突合、③財産その他の被害の懸念が考えられることに鑑み、プライバシー保護に加え、「番号」に係る個人情報ファイルの取扱いにより個人の財産上の利益その他法的に保護される権利利益を害する恐れが考えられる場合などは、必要に応じ、かかる権利利益に対する保護

も対象とすることとする。

2（参考）個人情報保護法令遵守とプライバシー保護との差異

○ 個人情報保護法令遵守とプライバシー保護との具体的な差異としては、法令遵守はあくまで一定の規制・基準・要件をクリアするものであるのに対し、プライバシー保護は、個人情報保護法令を遵守するのみにとどまらず、さらにより一層の保護措置を追求するものと考えられる。換言すれば、プライバシー保護を目的とした評価は、法令遵守といった基準クリア型ではなく、ベスト追求型の評価であると考えられる。

○ たとえば、行政機関個人情報保護法を適用した場合の利用目的に関する規制を例とすると、同法は利用目的をできる限り特定することを要求しており（同法第3条第1項）、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないものとしている（同条第3項）。

また、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、原則として、あらかじめ本人に対し利用目的を明示しなければならない（同法第4条柱書）、またかかる場合以外についても、一定の個人情報ファイルについては、その利用目的が個人情報ファイル簿を通じて公表されることとなる（同法第11条第1項及び第10条第1項第3号）。

しかし、個人情報の特定の項目や特定の種類の、具体的にどのような目的に利用されるのかについてまでは、特定、通知又は公表する義務を負うものではない。

また、行政機関が個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限らなければならないとされている（同法第3条第1項）が、その必要性について通知又は公表する義務を負うものではない。

これに対し、プライバシー保護を目的とすると、個人情報の特定の項目や特定の種類のなぜ必要なのか、また具体的にどのような目的に利用されるのかについて事前に特定し、積極的に公表していくことが考えられる。

情報保護評価報告書はかかる視点から作成しなければならず、たとえば『資料4「情報保護評価（全項目評価）報告書記載事項（案）」5. 取

『**り扱う番号個人情報ファイル**』では、行政機関個人情報保護法で求められる義務よりも広く、「番号」に係る個人情報の特定の項目や種類がなぜ必要で、どのように利用されるかを記載するものとしている。

- また、行政機関個人情報保護法では、個人情報ファイル簿の公表を義務付けている（同法第 11 条）が、プライバシー保護を目的とすれば、個人情報ファイル簿の記載事項よりも広い事項について公表を行っていくことが考えられる。
- 以上のとおり、情報保護評価報告書では、より一層の保護措置を追求する観点から、行政機関個人情報保護法で求められるよりも広い事項について分析・検討・公表を行うことが求められるものである。

第3 情報保護評価の義務付け対象者

1 情報保護評価の義務付け対象者

- 情報保護評価を実施しなければならない者は、以下の者である。
 - ・ 行政機関の長
 - ・ 地方公共団体の長その他の執行機関
 - ・ 独立行政法人等
 - ・ 地方独立行政法人
 - ・ マイナンバー生成機関
 - ・ 情報連携基盤を使用する事業者（大綱上の「関係機関」に相当する者）

- 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人については、その公的性格から、「番号」に係る個人情報ファイルをどのように取扱い、国民のプライバシー等の権利利益保護にどのように取り組んでいるかについて、自ら公表し、国民の信頼を獲得することが求められる。

そのため、情報連携を行うか否かに関わらず、その公的性格に鑑み、情報保護評価の実施を義務付けるものである。

- マイナンバー生成機関については、マイナンバーを生成するという、その番号制度における職務の重大性から、事後的対応ではない積極的な事前対応が求められ、また国民の信頼を獲得することが求められる。

そのため、情報連携を行うか否かに関わらず、その職責に鑑み、情報保護評価の実施を義務付けるものである。

- 事業者は、主に、源泉徴収義務等のためにマイナンバーを取り扱うことが予定され、事業目的でマイナンバーを利用するものではないと考えられるため、かかる事業者の情報保護評価の実施を義務付けることは適当ではない。

しかしその一方で、情報連携を行う事業者は、源泉徴収義務等にとどまらず、事業のためにマイナンバーを取り扱うものであり、番号制度への関与の程度が深く、その「番号」に係る個人情報ファイルの保有が個人に対して与える影響も大きいものと考えられる。また、情報連携を行う場合は、源泉徴収義務等のためにマイナンバーを利用する場合と比し、マイナンバーを保有する目的やマイナンバーの取扱い方法が本人から見てわかりづらいものとも考えられる。さらに、かかる事業者は、公的性

格の強い事業者が予定されているため、その性格からも、情報保護評価を実施すべき必要性が高い。

そのため以上の理由から、情報連携を行う事業者に対し、情報保護評価の実施を義務付けるものである。

2 対象者別ガイドライン

- 本ガイドラインは、情報保護評価の義務付け対象者のうち、以下の者に対するものである。
 - ・ 行政機関の長
 - ・ 独立行政法人等
 - ・ マイナンバー生成機関
 - ・ 情報連携基盤を使用する事業者
- その他の者については、以下のガイドラインを参照されたい。
 - ・ 地方公共団体の長その他の執行機関及び地方独立行政法人
→ 地方公共団体・地方独立行政法人向けガイドライン
(平成 24 年度作成予定)
 - ・ 情報連携基盤を使用しない事業者
→ 情報連携基盤を使用しない事業者向けガイドライン
(平成 24 年度作成予定)

義務付け対象者	
行政機関の長	本ガイドライン (行政機関・独立行政法人等・マイナンバー生成機関・情報連携基盤を使用する事業者向け)
独立行政法人等	
マイナンバー生成機関	
情報連携基盤を使用する事業者	
地方公共団体の長その他の執行機関	ガイドライン (地方公共団体・地方独立行政法人向け)
地方独立行政法人	
非義務付け対象者	
情報連携基盤を使用しない事業者	ガイドライン (情報連携基盤を使用しない事業者向け)

第4 情報保護評価の対象

1 総論

- 「番号」に係る個人情報ファイルを保有しようとする前に、情報保護評価を実施するものとする。
- すべての「番号」に係る個人情報を情報保護評価の対象とすることも考えるものの、非常に少量の「番号」に係る個人情報（たとえば、職員一人のマイナンバーと一か月あたりの共済組合掛金）を保有した場合であっても、すべて情報保護評価の対象とするのは、情報保護評価制度の目的（前記第1の3）にも沿わず、また情報保護評価にかかる金銭コスト・作業量に鑑みれば、すべてを対象に取り込もうとすると、逆に情報保護評価が形式化・形骸化する恐れがあるとも考えられる。
- 情報保有機関にとって利便性の高い情報は、それが検索でき、必要な時に抽出できたり、他の情報と結合することができたりするものといえ、また、これらの情報は、管理が適切に行わなければ個人のプライバシーを侵害するリスクが高いと考えられる。
- そこで、プライバシー等に対する影響やリスクが考えられる、「検索性」を有する「番号」に係る個人情報、すなわち「番号」に係る個人情報ファイルを情報保護評価の対象とする。

2 対象となるファイル（論点）

- 具体的には、①システム用ファイル及び②手作業用ファイルを対象とすることが考えられる。

（1）システム用ファイル

- システムでの処理は、データ連結・データ流通・データ転用・大量処理・高速処理が容易で、プライバシー等に与える影響度が高いと考えられるため、原則として全ファイルを情報保護評価の対象とする（ただし、後記第4の3記載の例外を除く）。

（2）手作業用ファイル（論点）

- 手作業処理であっても、大量の個人情報を含むものはプライバシー等に与える影響度が高いとも考えられる。
たとえば平成21年度における行政機関個人情報保護法上の個人情報フ

ファイルには、本人数が 10 万人以上の手作業処理用ファイルが 206 ファイル、100 万人以上のものが 14 ファイル存在する（参考資料 1 「個人情報ファイルの状況」を参照されたい）。なお、本人数が 100 万人以上のファイルとしては、たとえば戦没者等叙位叙勲などが考えられる。

○ また、手作業用ファイルは、情報連携基盤を通じた情報連携はなされないものの、紙媒体にて第三者に提供されることがあり得る。

○ ⇒論点 手作業用ファイルについても一定のものについて対象とすることとしてはどうか。たとえば本人数、ファイルを取り扱う者の数などが多いもの、第三者提供が予定されているものについて対象としてはどうか。

○ なお、現在の情報保護評価報告書記載事項案（特に資料 4 「情報保護評価（全項目評価）報告書記載事項（案）」）は、システム用ファイルを念頭に置いているため、手作業用ファイルを対象とする場合は、手作業用ファイル用の記載事項を検討する必要がある。

（３）制度・施策（論点）

○ ＜制度・施策に対する情報保護評価の長所＞

「番号」に係る個人情報を取り扱う制度・施策を実施する前に情報保護評価を実施すれば、当該制度・施策を導入するか否かについて、プライバシー等の観点から検討を行うことができる。

また当該制度・施策がプライバシー等に対して与える影響を事前に予測・評価し、かかる影響を軽減することも可能となると考えられる。

○ ＜制度・施策に対する情報保護評価の問題点＞

しかしその一方で、制度・施策の設計段階では、保有する予定の「番号」に係る個人情報の項目、種類、量や保有主体すら決定していないことも多いと考えられ、結果として抽象的な漠然とした評価とならざるをえないのではないかと考えられる。

また制度・施策の是非はあくまで国会にて審議する事項であり、行政機関である第三者機関が立法に関連する事項について承認等を行うべきかという問題がある。

○ ⇒論点 そこで、制度・施策に対する情報保護評価については、以下

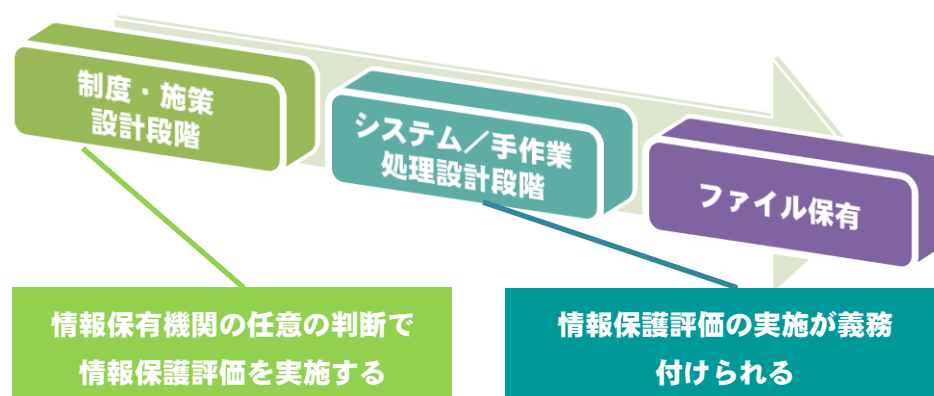
の通りとしてはどうか。

- ・ プライバシー等に与える影響が大きいと考えられる制度・施策については、制度・施策の設計段階でかかる影響の評価・検討²が推奨され、情報保有機関の任意の判断で、情報保護評価の枠組みを用いた評価を行えるものとする。

ただし、第三者機関としては、制度・施策の設計段階においては、作成された情報保護評価報告書について特段承認等を行わないこととする。

- ・ また、情報保有機関が、制度・施策の設計段階で情報保護評価を実施した場合であっても、「番号」に係る個人情報ファイルを保有するに際して義務付けられる情報保護評価は、それだけでは足りず、さらに詳細事項が決定するシステムの要件定義段階又は手作業処理の設計段階³において改めて情報保護評価を実施しなければならないこととする。

第三者機関は、システムの要件定義段階又は手作業処理の設計段階において実施された情報保護評価について点検・審査・承認を行い、プライバシー等に対する影響が十分検討されているか、かかる影響を軽減する措置が講じられ、プライバシー等に対し特段影響を及ぼさないと認められる「番号」に係る個人情報ファイルの取扱いとなっているか等を確認し、不適切な取扱いと認められる場合には、承認を行わない等の措置をとることとしてはどうか。



² たとえば、かかる制度・施策にマイナンバーを使用することでプライバシー等に対しどのような影響を与えうるのか、マイナンバーを使用することがそもそも必要なのか、必要性が認められるとして、プライバシー等に対する影響を軽減するために法制・手続面等でどのような対処が必要かなどを検討することが考えられる。

³ 情報保護評価の実施時期については、後記第5の1を参照されたい。

3 例外となるファイル（論点）

- 情報保護評価は、①事後的な対応にとどまらない、積極的な事前対応を行うこと、②情報保有機関が国民のプライバシー等の法的に保護される権利利益保護にどのように取り組んでいるかについて、情報保有機関自身が宣言し、国民の信頼を獲得することなどを目的とするものである。
- かかる目的に鑑みれば、「番号」に係る個人情報ファイルであっても、情報保護評価を実施する必要がないものもありうると考えられる。かかるファイルについては、情報保護評価の対象外とすべきではないか。

○ ⇒**論点** 具体的には、以下の「番号」に係る個人情報ファイルなどが、対象外と考えられるのではないか。

- ① 職員の人事、給与、福利厚生に関する事項を記録した「番号」に係る個人情報ファイル
 - ・ これらの事項は、使用者としての情報保有機関と、被用者としての職員との関係に基づく内部的な情報であり、またその存在や利用方法も当事者たる職員にはよく知られていると考えられるため、情報保護評価の対象外と考えられるのではないか。
 - ・ これらのファイルには、職員の被扶養者又は遺族の福利厚生等に関する情報も含まれるが、情報保有機関がこれらの者に関する事務を行うことも使用者と被用者との内部的関係に基づくものであり、またその存在等も当事者たる被扶養者又は遺族にも知られていることと考えられるため、情報保護評価の対象外と考えられるのではないか。
 - ・ 行政機関個人情報保護法でも、同様の趣旨から、職員若しくは職員であった者又はそれらの者の被扶養者若しくは遺族等に係る個人情報ファイルであって、人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するものについては、個人情報ファイルの事前通知及び個人情報ファイル簿の作成・公表義務の例外とされている（同法第10条第2項第3号及び第10号、同法施行令第6条第1号ロ並びに同法第11条第2項第1号）。

② 会計検査院が検査のために保有する「番号」に係る個人情報ファイル

- ・ 会計検査院が保有する検査資料の中に、「番号」に係る個人情報ファイルが含まれる場合も考えうるところである。しかしかかるファイルは、そもそも例外的な存在であり、「番号」に係る個人情報が含まれていたとしても、その量・種類は少ないものと想定され、また検査資料の機密性に鑑みれば、その中に含まれる「番号」に係る個人情報についても不正利用・不正提供等のリスクが小さいものと考えられる。
- ・ さらに検査資料をどのように分析・活用し、検査を実施するかということは、検査の手の内に係る情報であり、内閣から独立した立場で会計検査を実施する会計検査院の性格を踏まえると、このような情報を公表したり、第三者機関の承認を得なければならないとするのは適当でないと考えられ、情報保護評価の対象外とすることが考えられる。

○ ⇒論点 上記以外に、対象外とすべき「番号」に係る個人情報ファイルとして何が考えられるか。

- ・ たとえば、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等についてはどのように考えるべきか。加入者は共済組合自体の職員ではないが、両共済組合と加入者の関係は、使用者と職員の関係に類似するとも考えられる。

4 対象となる変更（論点）

- 情報保護評価は、「番号」に係る個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合だけでなく、「番号」に係る個人情報ファイルの取扱いを変更する場合も、その対象とするものである。
- 情報保護評価を再実施しなければならない場合としては、しきい値に変化が生じる場合、及び「番号」に係る個人情報ファイルの取扱い状態に変更が生じる場合が考えられる。
- しきい値に変化が生じる場合は事実報告書の記載内容が変更され、また「番号」に係る個人情報ファイルの取扱い状態に変更が生じる場合は、重点項目評価報告書又は全項目評価報告書の記載内容が変更されるものと

考えられるため、後記「事実報告書」、「重点項目評価報告書」、「全項目評価報告書」の記載内容に変更が生じた場合は、情報保護評価を再度実施するものとしてはどうか⁴。

- ⇒**論点** その他、対象となる変更としては、どのようなものが考えられるか。

5 情報保護評価の任意実施

- 情報保護評価の対象外のものであっても、またマイナンバーをその内容に含まない一般の個人情報であっても、情報保有機関の任意の判断により、自主的な評価として情報保護評価の枠組みを用いることができる。

6 報告書の単位

- システム用ファイルなどにおいては、一つの「番号」に係る個人情報ファイルに付き一つの情報保護評価報告書を作成するよりも、複数の「番号」に係る個人情報ファイルを含む一つのシステムに付き一つの情報保護評価報告書を作成した方が、「番号」に係る個人情報ファイルの取扱いをわかりやすく明示できる場合も考えられる。

そこで、情報保護評価の対象は上記の通り「番号」に係る個人情報ファイルとするが、情報保護評価報告書作成に当たっては、「番号」に係る個人情報ファイルの取扱いのわかりやすさの観点から単位を検討するものとし、一つの報告書において複数の「番号」に係る個人情報ファイルをまとめて記載することも可能とする。

⁴ なお、行政機関個人情報保護法上の個人情報ファイルの事前通知では、通知した事項を変更しようとする場合に再度通知を行うものとされており（同法第10条第1項）、個人情報ファイル簿では、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならないものとされている（同法施行令第7条第3項）。

第5 情報保護評価の実施の仕組み

1 実施時期

(1) 総論

- 情報保護評価は、「番号」に係る個人情報ファイルを保有する前に実施しなければならない。
- 情報保護評価は、「番号」に係る個人情報ファイルを保有する直前ではなく、十分な時間的余裕をもって実施する必要がある。

情報保護評価の結果を受けて、当初予定していた「番号」に係る個人情報ファイルの取扱いを変更しなければならない場合も十分想定されるためである。また、情報保護評価報告書に記載した措置を講じた上でなければ、「番号」に係る個人情報ファイルを保有してはならないため、「番号」に係る個人情報ファイルを取り扱うシステム設計を変更するなどの対応に要する時間を考慮しなければならない。

- 具体的には、以下の時点までに実施することが求められる。

①システム用ファイル：

原則として、システムの要件定義段階までに実施

②手作業用ファイル：手作業処理の設計段階までに実施

(2) システム用ファイルに係る実施時期

- システム用ファイルについては、原則として、要件定義段階で情報保護評価を実施するものとする。

(考え方) 特に、システム用ファイルは、情報保護評価の実施時期によっては、情報保護評価の結果を受けたシステム設計の変更に伴い、システム開発スケジュールの大幅な遅延やシステム開発コストの大幅な増加などを引き起こす恐れがあるため、システム設計に大幅な手戻りを発生させないよう、できるだけ早期に情報保護評価を実施すべきである。

しかしその一方で、あまりに早期に実施すると、抽象的な評価しかできなかつたり、評価自体ができない項目が出てくる恐れもある。

そこで、原則として、システムに係る設計が一定程度決定される要件定義段階で、情報保護評価を実施するものとする。

- ただし、単年度中に設計・開発が完了するようなシステムについては、予算段階で情報保護評価を実施しなければ、情報保護評価の結果システム設計の変更が必要となった場合でも、予算を増加することが難しいため、予算政府案の段階で情報保護評価を実施する方が望ましい場合も考えられる。

またこれとは反対に、大規模システムでは、要件定義段階においては、情報保護評価にて具体的な評価が行えるほどの仕様が決定していない場合も考えられる。

- そこで、原則として、要件定義段階で情報保護評価を実施するものとするが、システムの実情に照らし、他の段階で実施することが望ましいと考えられるものについては、事前に第三者機関と協議した上で、情報保護評価が可能な程度にシステムの詳細が決定されているか、情報保護評価の結果を反映してもコスト増、スケジュール遅延につながらない時期かなどを十分踏まえた上で、要件定義段階以外のタイミングで実施することもできることとする。

(3) 手作業用ファイルに係る実施時期

- 手作業用ファイルについては、手作業処理の設計段階で情報保護評価を実施するものとする。

2 情報保護評価の実施の仕組み

(1) 総論

- 情報保護評価の目的を達成し、実効性のある仕組みとするために、すべての「番号」に係る個人情報ファイルについて広く浅く一律の情報保護評価を実施するのではなく、情報保護評価の必要性に応じたメリハリのある仕組みを採ることとする。
- 具体的には個人のプライバシー等に対し影響を与える可能性に着目して、以下の三段階にて、実施の仕組みを深めるものとする。

- ① 「番号」に係る個人情報ファイルを保有しようとする場合は、しきい値評価を実施する
- ② しきい値評価の結果、プライバシー等に対する影響を与える可能性があるとして認められるもの
⇒重点項目評価を実施する
 - ③ しきい値評価の結果、プライバシー等に対する影響を与える可能性が高いと認められるもの
⇒全項目評価を実施する

(参考資料2「情報保護評価の実施の仕組み」、
参考資料3「情報保護評価全体フロー」を参照されたい)

(2) ①しきい値評価

ア しきい値評価の概要

- 「番号」に係る個人情報ファイルを保有しようとする場合は、一定の例外（※前記第4の3を参照されたい）を除きすべてが情報保護評価の対象となる。

義務づけ対象者（行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等、地方独立行政法人、マイナンバー生成機関及び情報連携基盤を使用する事業者）は、情報保護評価として、まずしきい値評価を実施し、事実報告書を作成しなければならない。

- しきい値評価は、情報保護評価の実施レベルを、「番号」に係る個人情報ファイルの取扱いが有するプライバシー等に与える影響度により振り分けるために行うものである。

しきい値評価の結果により、①しきい値評価のみで足りるもの、②重点項目評価を実施するもの、③全項目評価を実施するものに分類されることとなる。

- その判断を行う主体は情報保有機関自身であるが、事実報告書記載事項及び判断基準は資料2「情報保護評価（しきい値評価）事実報告書記載事項（案）」の通り、機械的に判断できる項目とし、情報保護評価の実施レベルの振り分けが判断者の恣意に流れないことを担保するものである。
- ただし、①しきい値評価のみで足りるものについて②重点項目評価又は

③全項目評価を実施すること、②重点項目評価を実施しなければならないものについて③全項目評価を実施することも、情報保有機関の任意の判断により可能とする。ただし、この場合においては、第三者機関は特段承認等を行わないものとする。

- 事実報告書記載事項については、資料2「情報保護評価(しきい値評価)事実報告書記載事項(案)」を参照されたい。
ただし、情報保有機関の任意の判断で、資料2「情報保護評価(しきい値評価)事実報告書記載事項(案)」よりもさらに項目を追加した報告書を作成することも可能である。

イ しきい値評価の実施方法

- 情報保有機関は、資料2「情報保護評価(しきい値評価)事実報告書記載事項(案)」に従い、事実報告書を作成しなければならない。
- 情報保有機関は、資料2「情報保護評価(しきい値評価)事実報告書記載事項(案)」に従い、事実報告書をもとに、当該「番号」に係る個人情報ファイルが、①しきい値評価のみで足りるのか、②重点項目評価を実施すべきものなのか、③全項目評価を実施すべきものなのか決定しなければならない。
- 第三者機関は事実報告書については特段承認等を行うものではないが、法運用の統一性・法適合性を確保するための調整を行う観点から、情報保有機関は当該報告書を第三者機関に対し提出しなければならない。これにより、第三者機関は各情報保有機関の事実報告書を把握することができ、適時の状況調査等を行うことができるものである。
- 情報保有機関は、事実報告書を第三者機関に対し提出した後、事実報告書を速やかに公表しなければならない(後記第5の2(5)を参照されたい)。

ウ しきい値評価の効果

- しきい値評価を実施することで、「番号」に係る個人情報ファイルを保有しようとする場合は、一定の例外(※上記第4の3を参照されたい)を除き、必ず当該「番号」に係る個人情報ファイルの取扱いがプライバシー等に対して与える影響度が評価されることになる。

しきい値評価の結果、プライバシー等に影響を与えられられるものは、さらに詳細な検討・評価が行われ、これにより国民のプライバシー等の法的に保護される権利利益保護を踏まえた行政等の実施が促進されるものと考えられる。

- 公表された事実報告書を通じて、国民は、当該「番号」に係る個人情報ファイルがプライバシー等に対して与える影響度を確認することができ、これにより得た情報を元に、番号法等に基づく「番号」に係る個人情報の開示請求や情報公開法に基づく行政文書の開示請求等を通じて、より詳細な情報を確認することができる。

(3) ②重点項目評価

ア 重点項目評価の概要

- 重点項目評価は、情報保護評価の必要性が特に高いとまではいえないものについて、全項目評価よりも簡潔に評価を行うものである。
- ただし、重点項目評価を実施しなければならないものについて全項目評価を実施することも、情報保有機関の任意の判断により可能とする。この場合においては、第三者機関は特段承認等を行わないものとする。
- 重点項目評価報告書記載事項については、**資料3「情報保護評価（重点項目評価）報告書記載事項（案）」**を参照されたい。
ただし、情報保有機関の任意の判断で、**資料3「情報保護評価（重点項目評価）報告書記載事項（案）」**よりもさらに項目を追加した報告書を作成することも可能である。

イ 重点項目評価の実施方法

- 情報保有機関は、事実報告書をもとに、**資料2「情報保護評価（しきい値評価）事実報告書記載事項（案）」**に示された判断基準に従い、当該「番号」に係る個人情報ファイルが重点項目評価を実施すべきものと認められる場合には、**資料3「情報保護評価（重点項目評価）報告書記載事項（案）」**に従い重点項目評価を実施し、**重点項目評価報告書を作成**しなければならない。
- 情報保有機関の裁量により、重点項目評価報告書について広く国民の意

見を求めた上で、それにより得られた意見を元に重点項目評価報告書に必要な見直しを行うプロセスを設けることも考えられる。

- 情報保有機関は重点項目評価報告書を第三者機関へ提出しなければならない。第三者機関は、重点項目評価報告書のうちいくつかを抽出して点検するものとする。
- 情報保有機関は、重点項目評価報告書を第三者機関に対し提出した後、当該報告書を速やかに公表しなければならない（後記第5の2（5）を参照されたい）。
- 重点項目評価報告書は、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法上の個人情報ファイル及び個人情報ファイル簿への記載事項を包含するものである。そのため、重点項目評価報告書を公表した場合は、行政機関個人情報保護法上の個人情報ファイルの事前通知（行政機関個人情報保護法第10条）を行ったものとみなすものとする。
なお、独立行政法人等については、独立行政法人等個人情報保護法において個人情報ファイルの事前通知規定は設けられていない。
- ただし、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法上の個人情報ファイル簿の作成及び公表（行政機関個人情報保護法第11条及び独立行政法人等個人情報保護法第11条）については、重点項目評価報告書を公表した場合であっても、実施しなければならない（※考え方については、後記第6の2を参照されたい）。

ウ 重点項目評価の効果

- 重点項目評価を実施することで、「番号」に係る個人情報ファイルの保有が、その事務を遂行する上で必要なのか、「番号」に係る個人情報ファイルを取扱うことでプライバシー等に対しどのような影響を与えるのかを検討することとなり、かかるプロセスを通して、情報保有機関は、プライバシー等に対する影響を緩和・軽減するためにどのような措置を講じるのか決定していくこととなる。

重点項目評価は、行政機関等が必要な事務を遂行するという責務と、番号法を含む個人情報保護法令を遵守するという責務及び個人のプライバシー等を保護するという責務をともに果たしていくための指針となるも

のである。

重点項目評価を行うことで、個別具体的な事務及び「番号」に係る個人情報ファイルの取扱いにおいて、求められる個人情報保護法令遵守及びプライバシー等の権利利益保護を検討し、具体的にどのような措置を講ずるべきか、体系的に評価することができ、これにより国民のプライバシー等法的に保護される権利利益保護を踏まえた行政等の実施が促進されるものと考えられる。

- 公表された重点項目評価報告書を通じて、国民は、情報保有機関が、どのような事務においてどのような法令上の根拠により、具体的にどのように「番号」に係る個人情報ファイルを取り扱っているか確認することができる。

- 第三者機関は、重点項目評価報告書のうちいくつかを抽出して点検するものであるが、これにより杜撰な評価がなされないよう担保するものである。

また点検を行わない重点項目評価報告書であっても、その後、「番号」に係る個人情報の漏えい等の問題が生じた場合等に、第三者機関が当該重点項目評価報告書を確認することで、当該情報保有機関における「番号」に係る個人情報の取扱い・処理方法、システム概要、プライバシー等に対する考え方、報告書の記載事項と実態の乖離などを把握することができ、問題解決の糸口として有効な手段となるものと考えられる。

(4) ③全項目評価

ア 全項目評価の概要

- 全項目評価は、情報保護評価の必要性が特に高いものについて行う評価であり、詳細かつ慎重な分析・検討が求められる。

- 全項目評価報告書記載事項については、資料4「情報保護評価（全項目評価）報告書記載事項（案）」を参照されたい。

ただし、情報保有機関の任意の判断で、資料4「情報保護評価（全項目評価）報告書記載事項（案）」よりもさらに項目を追加した報告書を作成することも可能である。

- 重点項目評価との差異としては、

- ・全項目評価報告書は、重点項目評価報告書よりも、詳細かつ慎重な分析・検討・記述が求められる。
- ・重点項目評価報告書は、作成及び公開のみが義務づけられているが、全項目評価報告書は、作成、意見聴取、第三者機関による審査及び承認並びに公開が義務づけられるものである。

イ 全項目評価の実施方法

- 情報保有機関は、事実報告書をもとに、資料2「情報保護評価（しきい値評価）事実報告書記載事項（案）」に示された判断基準に従い、当該「番号」に係る個人情報ファイルが全項目評価を実施すべきものと認められる場合には、資料4「情報保護評価（全項目評価）報告書記載事項（案）」に従い、全項目評価を実施し、全項目評価報告書を作成しなければならない。
- 情報保有機関は、全項目評価報告書を作成した後、全項目評価報告書について広く国民の意見を求めなければならない、これにより得られた意見を考慮して全項目評価報告書に必要な見直しを行わなければならない。
- 情報保有機関は、全項目評価報告書について第三者機関による審査及び承認を受けなければならない。情報保有機関は、第三者機関の承認を受けた後、速やかに全項目評価報告書を公開しなければならない（後記第5の2（5）を参照されたい）。
- 全項目評価報告書は、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法上の個人情報ファイル及び個人情報ファイル簿への記載事項を包含するものである。そのため、全項目評価報告書を公表した場合は、行政機関個人情報保護法上の個人情報ファイルの事前通知（行政機関個人情報保護法第10条）を行ったものとみなすものとする。
なお、独立行政法人等については、独立行政法人等個人情報保護法において個人情報ファイルの事前通知規定は設けられていない。
- ただし、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法上の個人情報ファイル簿の作成及び公表（行政機関個人情報保護法第11条及び独立行政法人等個人情報保護法第11条）については、全項目評価報告書を公表した場合であっても、実施しなければならない（※考え方については、後記第6の2を参照されたい）。

ウ 全項目評価の効果

- 全項目評価の効果は、重点項目評価と同様であるが、それに加え、特に全項目評価では、よりプライバシー等法的に保護される権利利益の侵害性の低い方法を採用できないか否かを具体的に検討するため、プライバシー等保護のためのきめ細かい分析・評価を行うことができる。
- 専門性・中立性を有する第三者機関が全件審査することで、情報保有機関以外の第三者の視点から、専門的・中立的・客観的な評価を加えることができ、情報保有機関の行った全項目評価の妥当性を確認することができる。
- 個人のプライバシー等に対する影響は、情報保有機関において予測・検討・評価するものであるが、それ以外にも様々な視点からの評価が必要である。たとえば一般的にはプライバシー等に対する影響が低いと考えられるものの、特定のカテゴリーの個人、特に社会的少数者の個人にとってはプライバシー等に対する影響が相当程度あると考えられる場合も十分ありうる。

全項目評価では、国民は、意見聴取プロセスを通し、プライバシー等に対する影響やそれを軽減するための措置について様々な立場・視点から意見を述べることができ、情報保有機関の全項目評価報告書に対し見直しを促すことができる。

また、国民の意見を踏まえ必要な見直しを加え、かつ第三者機関の承認を得た全項目評価報告書が公表されることで、意見聴取プロセスでされた全項目評価報告書に対し具体的にどのような見直しがなされたかについて確認することができる。

- 公表された全項目評価報告書を通じて、国民は、情報保有機関が、どのような事務においてどのような法令上の根拠により、具体的にどのように「番号」に係る個人情報ファイルを取り扱っているか、どのような検討の結果かかる取扱いとなったかを詳細に確認することができる。

(5) 事実報告書、重点項目評価報告書及び全項目評価報告書の公表

- 作成した報告書及びその添付資料は、原則としてすべて公表しなければ

ならない。

- ただし、報告書及びその添付資料をすべて公表することで情報セキュリティ上のリスクとなりうる場合⁵や安全保障上のリスクとなりうる場合も考えられ、かかる懸念を有する情報保有機関が第三者機関に対しても不十分な情報しか提供しないことも考えられることから、一定の場合には、第三者機関へは報告書及びその添付資料のすべてを提出した上で、国民に対してはその一部又は全部を要約して公表することができるものとする。
- ただし、国民に対して要約を公表する場合は、第三者機関へ提出する報告書に、どの部分を要約公表とするのか、なぜ要約公表とするのかを記載することとし、その内容や理由付け等が不十分であると第三者機関が判断した場合には、第三者機関が是正を促すものとする。

(6)「番号」に係る個人情報ファイル保有時点における情報保護評価報告書の確認（論点）

- 情報保護評価は、プライバシー等に対する影響を事前評価した上でそれを軽減・緩和するための合理的措置を講ずることにより、プライバシー等に対し特段の影響を及ぼさないと認められる「番号」に係る個人情報の取扱いを確立するためのものである。
しかし、情報保護評価報告書に記載された措置が実際に講じられない場合は、プライバシー等に対し特段の影響を及ぼさないとは言えないこととなる。

また情報保護評価は、情報保有機関が国民のプライバシー等保護にどのように取り組んでいるかについて、情報保有機関自身が宣言し、国民の信頼を獲得することを目的とする。

しかし、情報保護評価報告書に記載された措置が実際に講じられない場合は、情報保護評価の宣言が偽りのものになってしまう。

以上から、情報保有機関は、情報保護評価報告書に記載された事項を、責任をもって履行しなければならないものである。

⁵ たとえば、ネットワーク構成、サーバ構成、アプリケーションのバージョン情報、サーバの物理的位置などを公表すると、セキュリティ上のリスクとなりうることが考えられる。

- 情報保護評価は「番号」に係る個人情報ファイルを保有する前に完了しなければならないものであるが、情報保有機関は、「番号」に係る個人情報ファイルを保有する時点において、当該「番号」に係る個人情報ファイルの取扱いが情報保護評価報告書の記載通りであることを自ら確認しなければならない。

情報保護評価報告書の完成後に、システムの仕様変更等が行われ、情報保護評価報告書の記載事項と実態が異なった場合なども、情報保有機関は、すみやかに情報保護評価報告書の記載事項を修正しなければならない。

- 仮に、情報保護評価報告書に事実と反する記載が認められる場合は、後記第5の3(2)の通り、第三者機関の助言・勧告等を受けることとなる。
- ⇒**論点** 情報保護評価のフォローアップとして、上記の助言・勧告等の措置以外に、第三者機関がさらに関与すべきか。

3 情報保護評価に係る違反に対する措置

(1) 情報保護評価の未完了に対する措置

- 情報保護評価は、「番号」に係る個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、個人のプライバシー等に対する影響を事前に抑止・軽減するために行うものであり、情報保護評価を実施していない「番号」に係る個人情報ファイルは、「番号」に係る個人情報ファイルの適正な取扱いの確保のための措置や、個人のプライバシー等に対する影響の抑止・軽減措置が十分講じられていないものと考えられる。

かかる「番号」に係る個人情報ファイルについて、情報連携を行わせると、不適正な取扱いがなされていたり、又は個人のプライバシー等に影響を与うる「番号」に係る個人情報ファイルがネットワークを通じてやりとりされることとなり、適正な取扱いがなされている他の「番号」に係る個人情報ファイル、他の情報提供者又は情報照会者のシステムや情報連携基盤に対し、悪影響を及ぼすおそれがある。

そこで、情報保護評価を実施しなければならないにもかかわらず情報保護評価を完了していないものについて、情報連携を行うことを禁止す

ることとする。

- 情報連携を行わない機関については、第三者機関の助言・勧告権限等に基づき、是正を促すものとする。

(2) 情報保護評価報告書の虚偽記載等に対する措置

- 情報保護評価報告書の記載事項について、情報保有機関が意図的に虚偽記載をしていたり、結果的に実態との乖離が生じていたときは、第三者機関の助言・勧告・立入検査権限等に基づき、是正を促すものとする。

第6 関連制度との関係性

1 関連制度

- 情報保護評価はプライバシー等への影響を評価するものであり、その評価対象には、個人情報保護対策と情報セキュリティ対策が含まれるため、両対策に関連する既存制度と情報保護評価との関係を以下に整理する。
- まず、個人情報保護対策の関連既存制度としては、以下が挙げられる。
 - ①行政機関個人情報保護法に基づく個人情報ファイル簿等
 - ②プライバシーマーク制度

次に、情報セキュリティ対策の関連既存制度としては、以下が挙げられる。

- ③政府統一基準群
- ④ISMS適合性評価制度
- ⑤ITセキュリティ評価及び認証制度（JISEC）

2 ①行政機関個人情報保護法に基づく個人情報ファイル簿等

- 行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法上の個人情報ファイル簿により、本人は自己に関する情報の利用実態をよりの確に認識することができ、また個人情報ファイル簿は、開示請求等の本人関与の端緒となるものである。

これに対し情報保護評価は、本人関与の端緒のみの目的ではなく、「番号」に係る個人情報ファイルの適切な取扱いを確保するために、情報保有機関における「番号」に係る個人情報ファイルの取扱いの流れ及び全体像を明示し、分析・評価することで、情報保有機関が国民のプライバシー等の法的に保護される権利利益保護にどのように取り組んでいるかについて情報保有機関自身が宣言し、国民に対する説明責任を果たし、もって「番号」に係る個人情報ファイルの取扱いについての国民の信頼を獲得することを目指すものである。

また個人情報ファイル（簿）は、一定の事項について「通知・公表」するものであるが、情報保護評価は「通知・公表」とどまらず、プライバシー等への影響とその対策を事前に「分析・評価」することにより、プライバシー等への悪影響を未然に防止し、また事後の大規模な仕様変更を防ぎ、不必要な財政支出の防止を目的とするものでもある。

- このように両制度は目的が一部重複はするものの異なるため、記載項目や記載の深度が異なるものである。

しかし、記載事項について一定の重複がある個人情報ファイルと情報保護評価双方を義務づけるのは効率的でないため、重点項目評価報告書及び全項目評価報告書の記載事項を個人情報ファイル（簿）の記載事項を包含するように設計し、重点項目評価又は全項目評価を完了した際は個人情報ファイルの事前通知（行政機関個人情報保護法第 10 条）が行われたものとみなすものとする。

なお、独立行政法人等については個人情報ファイル簿の作成及び公表義務は規定されているものの（独立行政法人等個人情報保護法第 11 条）、個人情報ファイルの事前通知規定は設けられていない。

- ただし、個人情報ファイル簿の作成及び公表（行政機関個人情報保護法第 11 条及び独立行政法人等個人情報保護法第 11 条）についても適用除外とすると、重点項目評価又は全項目評価を完了済の「番号」に係る個人情報ファイルについては個人情報ファイル簿が存在しない一方で、重点項目評価又は全項目評価を完了していない「番号」に係る個人情報ファイルについては個人情報ファイル簿のみしか存在しなくなるため、一覽性を欠くこととなる。

個人情報ファイル簿が、国民による開示請求等の端緒となることに鑑み、重点項目評価又は全項目評価を完了した場合であっても、個人情報ファイル簿の作成及び公表を適用除外としないこととする。

3 ②プライバシーマーク

- プライバシーマーク制度は、個人情報保護法を基にして、さらにそれに乗せした確認を行っているものである。

これに対し、情報保護評価は個人情報保護法令遵守にとどまらず、プライバシー等保護を目的としたものであるし、個人情報保護法令についても、行政機関、地方公共団体及び独立行政法人については、プライバシーマーク制度と基準となる法律自体が異なるものである。

- またプライバシーマーク制度は個人情報保護法を遵守するための組織体制がとられているか、PDCAサイクルが有効に機能しているか確認するためのものである。

これに対し情報保護評価は、個々の「番号」に係る個人情報ファイルの

取扱いをプライバシー等への影響度の観点から確認するものであり、対象が異なるといえる。

- したがって、プライバシーマークを取得している情報保有機関であっても、個々の「番号」に係る個人情報ファイルのプライバシー等への影響を分析・評価したものではないので、情報保護評価を実施する必要がある。

ただし、既にプライバシーマークを取得している情報保有機関については、情報保護評価報告書にその旨を記述することで、個人情報保護に関し適切な体制を採っていることを宣言することができるものと考えられる。

4 ③政府統一基準群、④ISMS 適合性評価制度及び⑤IT セキュリティ評価及び認証制度（JISEC）

- 情報セキュリティ対策は、情報資産のCIA（Confidentiality機密性、Integrity完全性、Availability可用性）の維持を図ることを目的とする。

これに対し、情報保護評価の目的はプライバシー等保護であり、プライバシー等保護にとって、セキュリティ対策は一つ的手段にすぎないと考えられる。

- したがって、上記制度の認定等を受けている情報保有機関であっても、情報保護評価を実施する必要がある。

ただし、既に上記制度の認定等を受けている情報保有機関については、情報保護評価報告書においてその旨を記述することで、適切なセキュリティ対策を講じていることを宣言することができるものと考えられる。

以上